

政令第八十八号

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令の一部を改正する政令

内閣は、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百三十四条第二項、第三項及び第六項の規定に基づき、この政令を制定する。

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成七年政令第三百七十二号）の一部を次のように改正する。

第十三条を第十四条とする。

第十二条中「規定は」を「規定は、」に改め、同条を第十三条とし、第十一条を第十二条とする。

第十条第一項中「又は第九号」を「若しくは第九号又は前条第十項」に改め、同項第五号ただし書中「前条」を「第九条」に改め、同条第二項中「については」を「には」に、「規定は」を「規定は、」に改め、同条を第十一条とする。

第九条の次に次の一条を加える。

（複数落札入札制度による物品等又は特定役務の調達）

第十条 特定地方公共団体の長は、特定調達契約につき一般競争入札又は指名競争入札により契約を締結しようとする場合において、その需要数量が多いときは、その需要数量の範囲内でこれらの競争入札に参加する者の落札を希望する数量及びその単価を入札させ、予定価格を超えない単価の入札者のうち、低価の入札者から順次需要数量に達するまでの入札者をもって落札者とすることができる。

2 前項の場合において、最後の順位の落札者の入札数量が他の落札者の数量と合算して需要数量を超えるときは、その超える数量については、落札がなかったものとする。

3 第一項の規定による一般競争入札又は指名競争入札により落札者を定めた場合において、落札者のうちの契約を結ばない者があるときは、その者の落札していた数量の範囲内で、まず前項に規定する最後の順位の落札者について同項の規定により落札がなかったものとされた数量の落札があつたものとし、次に第九項の規定により落札者とならなかつた者についてその者の入札数量の落札があつたものとしてすることができる。

4 前項の場合において、第九項の規定により落札者とならなかつた者が二人以上あるときは、同項の規定の例によりその順位を決定し、また、最後の順位に当たる者の入札数量について第二項に規定する場合に

準ずべき場合があるときは、同項の規定の例による。

5 特定地方公共団体の長は、特定調達契約につき第一項の規定による一般競争入札により契約を締結しようとする場合において、当該特定調達契約について地方自治法施行令第六十七條の六第一項の規定により公告をするときは、第六條の規定により公告をしなければならない事項のほか、次に掲げる事項についても、公告をしなければならない。

一 第一項の規定による一般競争入札の方法による旨

二 第二項の規定により入札数量の一部について落札がなかったものとする旨

三 第十一項の規定により当該一般競争入札を取り消すことがある旨

四 端数の入札を制限する場合にはその旨

6 特定地方公共団体の長は、特定調達契約につき第一項の規定による指名競争入札により契約を締結しようとする場合において、当該特定調達契約について第七條第一項の規定により公示をするときは、同項の規定により公示をしなければならない事項のほか、次に掲げる事項についても、公示をしなければならない。

- 一 第一項の規定による指名競争入札の方法による旨
- 二 第二項の規定により入札数量の一部について落札がなかったものとする旨
- 三 第十一項の規定により当該指名競争入札を取り消すことがある旨
- 四 端数の入札を制限する場合にはその旨
- 七 特定地方公共団体の長は、前項の場合において、その特定調達契約について地方自治法施行令第六十七條の十二第二項の規定により通知するときは、第七條第二項の規定により通知しなければならない事項のほか、前項各号に掲げる事項を通知しなければならない。
- 八 第一項の規定による一般競争入札又は指名競争入札が二種類以上の物品等又は特定役務について行われるものである場合には、その入札は、物品等又は特定役務の種類異なるごとにその単価及び数量について行わなければならない。
- 九 第一項の規定による一般競争入札又は指名競争入札に付した場合において、同価の入札をした者が二人以上あるときの落札者の決定については、入札数量の多い者を先順位の落札者とするものとし、入札数量が同一であるときは、地方自治法施行令第六十七條の九の規定の例によりくじで先順位の落札者を定め

るものとする。

10 第一項の規定による一般競争入札又は指名競争入札に付した場合において、落札数量が需要数量に達しないとき、又は落札者のうち契約を結ばない者があるときは、需要数量に達するまで、最低落札単価の制限内で、地方自治法施行令第六十七条の二第一項第九号、第三項及び第四項の規定の例により、随意契約によることができる。

11 第一項の規定による一般競争入札又は指名競争入札に付する場合において、これらの競争入札に加わつた者が五人に満たないときは、これらの競争入札を取り消すことができる。

12 前項の規定により一般競争入札又は指名競争入札を取り消した場合には、入札書は、そのままこれを入札者に送付しなければならない。

13 第十一項の規定により一般競争入札又は指名競争入札を取り消した場合には、地方自治法施行令第六十七条の二第一項第八号及び第二項の規定は、適用しない。

#### 附 則

この政令は、平成二十八年五月一日から施行する。

## 理由

特定地方公共団体による特定調達契約の締結に関し、一般競争入札及び指名競争入札における複数落札入札制度を導入する必要があるからである。